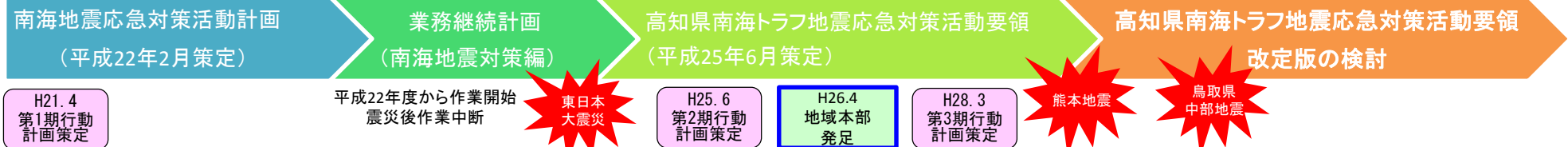


「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領」改定の概要

活動要領策定の経緯



- 平成25年6月：南海トラフ地震発生後の災害対策本部・支部の業務や各所属の業務継続の視点を踏まえた応急対策業務のあり方や被災下の参集方法など職員がとるべき行動について明らかにし、応急業務や優先する通常業務を迅速かつ適切に実施することにより、行政機能を早期に回復させることを目的として「高知県南海トラフ地震応急対策活動要領」を策定
- 平成29年度：活動要領の策定から約4年が経過し、訓練を通じた検証により洗い出した課題や、平成28年熊本地震の教訓、国の動向なども踏まえ、活動要領を改定

主な改定ポイント

① 訓練を通じた検証により、災害対策本部や支部の体制を見直し

- 災害対策本部の物資調達・輸送班や燃料対策班などの体制拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第2編 P5
- 地域本部の発足に伴い、災害対策支部の役割を再整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第1編 P35、第2編 P7
(総合防災拠点運営体制など支部体制を再整理、市町村支援体制を強化)

② 新たな計画やマニュアルを踏まえて、各種の業務を見直し

- 道路啓開計画に基づく道路啓開業務を見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P185～211
- 物資配送マニュアルに基づく物資調達・輸送に関する業務を見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・第2編P13

③ 熊本地震や鳥取県中部地震での対応事例を教訓として、受援などの業務を追加

- 県外からの人的、物的支援を円滑に受けられるよう、受援に関する各所属の役割を明記・・・・・・・・第1編 P36
- 罹災証明発行に係る「住家被害認定」や「市町村行政機能の把握」などの応急業務を新たに追加・・・・・・・・第2編 P29～30

④ 内閣府の「大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き (H28.2)」を踏まえ修正

- 初動対応を強化するため災害対応のフェーズを4から5に細分化・・・・・・・・・・・・・・・・・・第1編 P2

⑤ その他

- 職員参集の考え方を修正（最寄りの災害対策支部や総合防災拠点への参集を明確化）・・・・・・・・第1編 P32～33
- 各所属等が連携して応急業務を実施できるよう、関係する所属等を明記・・・・・・・・・・第2編全般